

多摩市地域自立支援協議会 平成29年度第1回 会議録（要点）

日 時	平成29年4月25日（火） 18:00～20:20	場所	多摩市役所 西第1・第2会議室
出席者 （敬称略）	委員 ※敬称略	市川、植草、岡崎、木村、清水、田川、堀江、森田、井上、北山、勝手 高橋、野宮	
	障害福祉課 （事務局）	松本課長、田中課長、野原主査、高橋主査、鈴木主査、丸山主任、八木 主任、曾山主任、神長主事	
欠席者	委員 ※敬称略		
記録者	事務局		
項目	1. 挨拶 2. 議題 (1)多摩市障がい者基本計画・多摩市障害福祉計画・障がい児福祉計画の策定について (2)生活実態調査（案）について 3. その他（情報提供等）		
詳細			
1. 挨拶	<p>【事務局】 定刻になったので、平成29年度第回地域自立支援協議会を始めさせて頂く。 —資料の確認—</p> <p>【部長】 多摩市自立支援協議会は平成23年5月に設置され、第4期を迎えた。専門部会も2つ運営されている。今年度は障がい者基本計画、障害福祉計画策定の年である。障がいをお持ちの方の要望について、皆様から知見をいただき、良い計画作成を進めていきたい。</p> <p>【事務局】 事務局の紹介をさせて頂く。委員の皆様には後ほど自己紹介をお願いしたい。</p> <p>【課長】 部長からも話しがあったように、第4期ということで昨年度から継続の委員の方もいるが、よろしくをお願いしたい。障がい者基本計画・多摩市障害福祉計画についていろいろな議論を進めているが、現場の実態まで踏み込んだ意見交換まで至っていない感じである。障害者差別解消法が施行されて1年が過ぎたが、障がい者施策に対する理解を深めていきたい。今年は計画策定ということもあり、皆様のご協力をお願いしたい。</p> <p>【事務局】 —職員挨拶—</p>		

<p>2. 議題</p> <p>(1)障がい者基本計画・障害福祉計画の策定について</p>	<p>【事務局】 次第の2番、委嘱状の確認をお願いしたい。多摩市自立支援協議会の任期は2年になる。名簿の確認をお願いしたい。肩書、所属等はいかがか、間違っている箇所は次回までに訂正する。委員の皆様の自己紹介をお願いしたい。</p> <p>【委員】 ー各委員自己紹介ー</p> <p>【事務局】 要綱の第5条に会長1名、副会長2名を選出するという規定がある。自薦他薦はないか。</p> <p>【委員】 前会長が良いと思う。 ー出席委員により、高橋会長再任について了承ー</p> <p>【事務局】 会長は前会長でお願いします。副会長はいかがか</p> <p>【委員】 引き続き副会長を務めたい。</p> <p>【委員】 副会長も前任の方がいいと思う。 ー出席委員により、岡崎副会長、木村副会長再任について了承ー</p> <p>【事務局】 前任に副会長の名前が出たので、引き続きお願いします。</p> <p>【会長】 議題に入る。事務局より資料の説明をお願いしたい。</p> <p>【事務局】 議題(1)多摩市障がい者基本計画・障害福祉計画・障がい児福祉計画の策定について説明する。障がい児福祉計画は4月に国から出た指針により、障害福祉計画に含めて策定する。以前は計画策定について独自の委員会や部会を組織していたが、地域自立支援協議会の下部組織として当事者の意見を反映させる権利擁護専門部会と地域生活支援専門部会の2つの部会を組織し、また平成29年から現場の担当者レベルで構成している事業所等連絡会を組織しており、5つのグループに分かれて意見交換を行っている。これらの組織を活用し、計画に対する意見の反映を行っていく方向である。 策定スケジュールとしては多摩市障がい者生活実態調査を4月～6月の間に行い、年8回の予定で計画策定市民委員会・計画策定庁内委員会を開催し、生活実態調査の結果を6月末には取り纏めたい。また12月には計画素案をまとめる方向で進めていきたい。参考資料3については課長から説明する。</p> <p>【課長】 この資料は国の社会保障審議会の障がい者部会で、国の基本指針の成果目標と活動指</p>
---	--

標を示してある。資料の4、5ページをご覧頂きたい。資料について、旧第4期の計画と新第5期の計画と比較して、どのように成果目標と活動指標が変わっているのか、また、旧第4期の計画では無かった項目が新たに追加されたので、その項目を見ながら話しを進めたい。

4ページの成果目標の新旧対照表の中の、入院中の精神障がい者の地域移行についてだが、地域で精神障がい者をどのように地域で支援していくかなどの体制整備の課題が解決していないため、地域移行自体も進んでいない。どのように地域包括ケアシステムを構築していくか。精神保健福祉関係者の協議の場を設置するなど必要と考える。計画策定委員会の委員だけでなく、自立支援協議会の委員からも計画策定にあたって議論してほしい。事業所等連絡会など新しい協議の場が出来たので、過去にあった、例えば退院促進事業の取り組みについても議論していただいてご意見をいただきたい。

障がい児福祉計画策定の目標として、4ページの下にある障がい児支援提供体制の整備等をご覧いただくと、障害児支援の提供体制の整備等とは、（児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実）、（重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保）、（医療的ケア児支援のための保険・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置）、（放課後等デイサービスガイドラインを活用した成果目標）が示されている。これらの項目が障がい児福祉計画策定の目標となる。

障がい児支援については26市の担当課長会の中で話しがあがっており、ライフステージに沿った支援を進める必要があると、26市の担当課長会の各自治体も力を入れている。多摩市は他市と比較して発達支援室があり、26市の中では先進的に取り組んでいると思っているが、重症心身障害児や医療的ケア児支援については十分な支援体制が整っていない。

5ページの活動指標の新旧対照表だが、今まで無かったサービスが制度化されている。また訪問系サービスの利用者数、利用時間数や自立生活援助の利用者数をどのくらい見込むのか、見込み量をどのように設定していくか行政側だけでは考えづらい面がある。

マンパワー的にサービスを提供出来る事業所があるのか、サービスを提供出来ない事業所があるのか、事業所の方向性についても、事業所等連絡会などで意見を伺う予定である。

5 ページに精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が示され、精神障がいの方々を地域に移行させ地域で支える必要がある。サービスの内容は生活介護、自立生活援助、計画相談等あるが、多摩市内の事業所で計画相談のできる職員を確保するのは難しいと考えており、市内事業所が計画相談を担えるようにしていかないといけない。

福祉施設から一般就労への移行等だが、就労定着支援というサービスが入ってくるので、事業所との協議が必要である。

障害児支援の提供体制の整備等だが、訪問型発達支援や医療的ケア児のコーディネーター等の新しいサービスが入ってくるので行政内部でも議論するが、事業所など関係機関ともサービス支援、地域支援が出来るのか協議していきたい。

発達障がい者支援の一層の充実だが、障害福祉計画・障がい児計画にこの目標を入れ込む必要があるが、成果目標や活動指標を決めるに当たって東京都の方から通達は届いていない状況である。今は国からの通知や配布した資料の情報までしかお示しできるものはなく、東京都の方から福祉計画の目標数値の設定に当たって、どういう数値目標を計画に設定し提出してほしいという通知が届くが、通知が市に来ていない。東京都からの通知を待っていたのでは議論が進まないため、市の方で議論を進めながら、その数値目標が示された段階でにどれだけその目標数値に合致できるのか、実現できないのであれば、東京都に報告する必要がある。

多摩市の社会資源の中で市では何が出来るのか、すぐ出来るものは何か、足りないものは何か、事業所の皆様に確認していく。皆様にも考えて頂きたいのは、自立支援協議会でも報告させて頂いているが、毎年、障害福祉サービス費が億単位で増加している。平成26年度決算から平成27年度決算にかけては1億5千万円増加して、経年的に継続している状況となっている。

障害福祉サービス費が増加していく中で新たな障がい者施策を進めるには、他から財源を回せばいいのではないかという意見もあるが、多摩市も高齢化が進んでおり、介護保険や国民健康保険は繰り出し金が増加している。障がい者施策の中における財源措置を国・都にも要求していくが、最優先すべきものは何か、何が必要なのか、自立支援協議会の方でも議論して頂きたい。計画策定の当事者の方の意見も参考にしながら、多摩市として何が出来るのか考えていきたい。

サービスの見直しのお話しをすると障がい者の生活を不安定にするのかという議論になるが、多摩市として限られた財源の中で障がい者の方の生活を支える必要がある。財政的な問題も含めて障がい者の方も多摩市として何が出来るか検討してほしい。

今回実施する生活実態調査で皆様が何を一番支援として求めているのか調査を進めていく予定である。いろんな意見があると思うが、計画策定に避けて通れない問題と考えたので、説明させて頂いた。

【事務局】

計画策定について質問はよろしいか。

【副会長】

課長が話したことだが、どのサービスも必要だし順位はつけられない。当事者の人に我慢してくれとは言っていないが、最初からそういう話しをするのはどうかと思う。

【課長】

財政的な面というだけで話したつもりはない。行政運営をしていく中で無尽蔵に財源があるわけではないので、ご要望に全部応えることは難しいため、地域の人のも借りて出来ることから実施したいと考えているところである。行政運営をしていく中で、財政的な問題は避けて通れない。ただ、財政的な問題を全面に出して、ここまでしか出来ないという議論をするつもりはないので、その点をご理解頂きたい。

【会長】

いろんな障害施策がある中で、優先順位を協議会の場で決めるのは無理である。財政的な問題は行政の方で行ってもらわないと困る。財政的なことは我々は議論しない。どのサービスが重要で、どのサービスが必要かは具体的に自立支援協議会では決められない。

【事務局】

他に質問はないか。

【委員】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築というのがあるが、多摩市では実際に対応しているのか。

【課長】

現状は精神障害に対応したネットワーク的なものはない。計画相談の中の話合いの中で、異分野の人が集まって地域包括ケアシステムの話しをすることはない。会長からも話しがあったが、どの障害から支援できるのかという優劣はつけられない。整理をしないといけない部分もあるが、当事者の方にも考えてほしいことが出てくると思う。福祉サービスを削るのではなくて具体的に行政として何が出来るかは、皆さんの話しを聞きながら検討していきたい。

【副会長】

予算の話しはどの事業にも必要だが、この自立支援協議会では障がい者の人が福祉制度を利用して、どうしたら障がい者が地域参加して一人の国民として存在意義を持って生きていける保障がえられるのか、どのような施策があればいいか、そのような課題を考えるのが大事だと思う。障がい者施策の予算がないから対応できないという話しではなくて、障がい者が社会生活を営み一人の人間としてどうやって生活していけるのかを支えるために障害者差別解消法の周知、合理的配慮を整えて障がい者一人一人が差別されることのない施策を考えていく。その点を踏まえて予算を減額できるものと増額していくものを具体的に話しあう場と認識している。予算削減ありきの議論はどうかと思う。

【課長】

事務局としても障がいのある方々が地域で生活していくためにどうしたらいいのか、

<p>(2) 生活実態調査(案)について</p>	<p>ご意見と同じ考えである。どのくらい障害施策が展開できるのか財源的なことも含めてお話しさせて頂いた。</p> <p>【会長】</p> <p>計画策定でもこの議論は出てくる。皆さんにご意見を聞きたい。この場で予算の話しをすべきでないし、協議会の中で議論すべき議題ではないと考える。予算というのは政治的な判断を必要とするものである。予算の責任者は市長であり、議員である。間違いを指摘するのは住民市民だからである。</p> <p>【事務局】</p> <p>資料4生活実態調査(案)を参照頂きたい。いただいたご意見をもとに修正案を作成した。ご意見をいただいた部分を中心に説明させて頂く。この生活実態調査は前回、前々回の計画策定の時も行き、短期間の調査期間でご回答を頂いた。経年で内容の推移をみる必要があるため、調査内容は原則変更していない。修正すべき箇所は修正してあり、年度とともに調査項目は変更してある。</p> <p>生活実態調査2ページ[2. 回答の方法について]だが、回答はボールペンか鉛筆を使用してご記入頂く。回答は封筒の宛名の人をお願いしているが、設問内容についてご家族の方や支援者の人と相談しながら回答して頂いてもかまわない。</p> <p>【副会長】</p> <p>回答に対して、点字や音声などの合理的配慮はしてあるのか。</p> <p>【事務局】</p> <p>ふりがなを振り、知的障がいの方に対する配慮も行っている。全て点字にするのは難しいので、封筒に障害福祉課からというシールを貼ってあり、点字でこういった内容の調査です、お読みくださいという内容の手紙を同封してある。要望があれば市にご連絡くださいと記載している。</p> <p>【副会長】</p> <p>手紙を読んだ人が説明をするのか。</p> <p>【事務局】</p> <p>生活実態調査2ページの下の方に説明がある通り、手紙を読んだ人が説明するのを含めており、支援者が説明することも想定したものとしている。生活実態調査3ページ問2[あなたの性別をお答え下さい。]はLGBTの人に配慮しているが、選択肢<こたえたくない>は入れず本人が自らの性別を考えて記載して頂ければよしとし。1女性、2男性という形に整理させて頂いた。</p> <p>【副会長】</p> <p>性同一性障害の人はどうするのか。</p> <p>【事務局】</p> <p>性同一性障害の人を入れて合理的配慮を示すのも大事だが、入れる事によって回答に混乱することも起こることを想定し、入れない事にした。</p> <p>【委員】</p> <p>3<こたえたくない>を入れてしまうと戸籍上どうですかと違う意味になってしまう</p>
--------------------------	---

ので、入れない方がいい。見方が変わってしまうと思う。

【事務局】

生活実態調査4ページ問10 [将来、あなたは誰とどの様に暮らしたいと考えていますか] では設問に(誰)が入ると状況が変わるので、選択肢3<友人・知人等とグループホーム等で一緒に暮らしたい>の友人・知人等の文言と選択肢4<障がい者の仲間と施設等で暮らしたい>の障がい者の仲間と文言を削除した。削除しないと内容が限定されてデータが正しく抽出できないと判断した。

生活実態調査5ページ問11 [あなたのお住まいで今後改善したいと思うことは何ですか] では選択肢<部屋が狭い、部屋を増やしたい>を追加のご意見をいただいたが、設問の経年変化をみるため、その他に含めて回答頂ければ良いという方向で整理させて頂いた。

5ページ問12 [お住まいを改善する場合、どのような問題点がありますか] では選択肢<制度上の問題がある>を追加のご意見をいただいたが、ここもその他に含める形で整理させて頂いた。

生活実態調査7ページ問15 [あなたが治療を受けるにあたって、困っていることは何ですか] では選択肢<障がい者の泊り込みの介護(付き添い)を認めてくれる病院が少ない・病院の医師や看護師が、介護の仕方を知らないのに、本人や付き添いに聞かない・確認しないために、けがや痛みを負う。・医師や看護師が、障がい者の話にペースを合わせて丁寧に聞いてくれない>を追加のご意見をいただいたが、選択肢5<医者に病気の症状が正しく伝わらない>選択肢6<医者や病院職員からの説明がよくわからない>で内容の理解の集約ができると思う。

生活実態調査11ページ問19 [あなたがひとりで利用移動できる移動手段は何ですか] は移動できる手段は何ですかに変更させて頂いた。11ページ問20 [あなたが外出する時、困ることは何ですか] は選択肢21<気軽に利用できる移送手段>を追加のご意見をいただいたが、利用できる移送手段は何ですかと同じ内容なので、現行の文言で整理させて頂く。

【副会長】

ハンディキャブと福祉タクシーでは利用方法が違う。ハンディキャブは会員制もあるが、福祉タクシーは一般の人でも利用する。利用頻度がどのくらいあるのか知りたければ分けたほうがいい。

【事務局】

ご意見があることは理解しているが、市としてハンディキャブ・福祉タクシーとか、他にはどのような手段があるのか個別に細かく分けるのはどうかと考えた。

11ページ問19 [あなたがひとりで移動できる手段は何ですか] とあわせて、経年でデータを取りたいと思う。

【副会長】

移動手段は障がい者にとって社会に出るのに大変重要だ。数字が知りたければ分けた方がいい。

【事務局】

移動手段を分けて今までとは違う数字でデータをみるのか、移動手段を含めて経年でデータをみるのかという考えの違いが出てしまう。

【副会長】

市はこのアンケート調査で内容を知りたいのか、数字を知りたいのか。

【事務局】

生活実態調査 11 ページ問 19 [あなたがひとりで移動できる手段は何ですか] と聞き、11 ページ問 20 [あなたが外出する時、困ることは何ですか] と聞いている。設問を細かく分けるという視点がぼやけると考えた。

【副会長】

検討してもらえないだろうか。

【会長】

生活実態調査のアンケート内容の議論を全部、この自立支援協議会の場で進めて内容を固めるのか。

【事務局】

今日の自立支援協議会で内容を固めたい。

生活実態調査 12 ページ問 21 [あなたが外出するために、特に必要と考える整備又は援助は、何ですか] では選択肢<手話通訳の設置・筆談などの対応>を追加のご意見としていただいたが、選択肢 10 <わかりやすい案内標示の整備>に含める形で整理したい。選択肢<他者からの配慮>の追加は障害者差別解消法の説明文に含めることでご理解頂きたい。

【副会長】

設問にある(○はいくつでも)という文言は変えた方がいい。障がいの程度によって違う。該当が複数ある場合はその場で回答してもらった方がいい。

【事務局】

その他を選択より、○で選択してもらった方がいいと判断した。

【会長】

○はひとつにはできないか。設問によって回答する○の数が変わるのを説明できるのか。

【課長】

生活実態調査の調査項目を設定した時に議論したが、設問によって全部○の場合と、一つとか三つの場合もある。皆さんがどの程度困っているか、個人差がどのくらいあるのかという観点から調査を進めたい。

【会長】

経緯を知りたい。

【課長】

委員さんから設問を細かく分けた方がいいという意見があるが、アンケート調査なのでボリュームがあると回答が大変である。調査項目は多い方がいいというご意見だが、

意見がある場合はその場で回答してもらいたい。調査項目で見落とししていた部分は改善していくが、全体的に経年変化で推移を見ていきたい。調査結果が今までと同じ傾向なのか、3、4年で変わってきているのか、○をつける数も項目も大きく変えない方がいいと思うので、設問形式についてご理解いただきたい。

【副会長】

その他の記入欄は障がい程度で状況が違うので、コメントが書きやすいように説明文を入れた方が丁寧になると思う。

【委員】

<あなたにとって優先順位の高いものを上から五つ選んでください>という設問の仕方もある。

【事務局】

ソフトな印象の文面にしたい。生活実態調査13ページ問24 [あなたが生活をしていく上で不安なことはなんですか]と14ページ問26 [現在、またはこれから障がいのある人がより良い教育を受けるためには、どのような環境条件や整備等が必要だとお考えですか]では選択肢<差別をうける・職員研修など学校側の障害者理解のための施策>を追加のご意見だが、後ろに出てくる障害者差別解消法の説明文に含める形でご理解頂きたい。

生活実態調査15ページ問27-4 [あなたの受けている支援は何ですか]では設問の○を3つまでを1つまでに変更し、15ページ問27-5 [働いていない方の理由は何ですか]では、選択肢<社会に重度障がい者を受け入れる枠がないから・施設から出られないから>を追加のご意見は、選択肢4 <学校や施設に通っているから>を追加しそこに含める形に整理させて頂く。

生活実態調査16ページ問27-6 [年間の収入はどれくらいですか]では、就労していない方も回答して頂く内容だが、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型に通所している方の、年間の工賃をご記入頂く内容に修正して調査をさせて頂く。

【事務局】

生活実態調査16ページ問29 [あなたが仕事をしている上で、またこれから仕事する上で、どのような問題点がありますか]では選択肢<通勤や仕事をする上での支援がない。・ヘルパーをつけての就労が認められていない。>を追加のご意見だが、ヘルパーを常時つけるのは難しいので、現状の設問のままで整理させて頂きたい。

【副会長】

選択肢を追加した方が現実的だと思う。障がいのある方が団体に来た時に働く意志のある方が数人いて、一般企業の面接に行く方がいる。その場合にヘルパーを同行させる場合がある。障がい者が地域に参加するには、ヘルパーをつけるのが不可欠だと認識している。検討して追加してもらえないか。

【事務局】

就労に理解がある支援者は障がい者にとって大切だが、ヘルパーの文言を入れるのはどうかと考える。

【副会長】

一般企業でも障害者差別解消法に係る通知が内閣府から来ていて、スロープを取り付けたり、エレベーターで待とうなど、一般企業も対応するようになった。

【事務局】

支援者がジョブコーチ的な役割を果たす場合もあるので、ヘルパーの文字を入れる形で整理したい。

【副会長】

生活実態調査 15 ページ問 27-1 [あなたは現在、働いていますか] では、生活介護のサービスを利用している人は該当しないのか、生活介護を利用しているの方でも働いているという認識を持っている。生活介護を対象にしないならば、カッコ書きか何かで理由を書いた方がいい。そうしないと年収は5万円以下と書いてしまう。

【事務局】

15 ページ問 27-4 [あなたの受けている支援は何ですか] の選択肢に加えたい。

【委員】

生活保護制度で受給する生活保護費、年金制度で受給する障害年金、就労継続支援 B 型を利用して受ける工賃の収入を、障害のある方が区別するのは難しい。細かいところは厳密に区別するのか、生活介護や就労継続支援 B 型の区別を認識しない人もいて、区別がつかない人は支援者から聞けばいいのか。

【副会長】

収入の区別がつかない人は、年金・補助金は除くとか支援者のサポートが必要である。

【課長】

平成 26 年度の生活実態調査の質問の中では一般就労の人は少なかった。今回の調査で福祉的就労の収入動向を把握し、福祉的就労をしている方の支援の方向性を確認していきたい。前回の調査では一般就労をしている人の中で収入はどれくらいかという設問形式だった。

【副会長】

一般就労の人だけ対象にするのはどうか。就労継続支援 B 型で働いている人も沢山いるので、区別がわかるようにした方がいい。

【事務局】

年金収入を除いて、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労移行支援、生活介護に絞り、調査を行うこととしたい。

【委員】

生活実態調査 16 ページ問 27-6 [年間の収入はどれくらいか] は大半が5万円以下になるのではないか。

【副会長】

賞与を含めればそんなことはない。月収ではなく、年収でいいのではないか。

【事務局】

生活実態調査 26 ページ問 34 [あなたは、福祉の情報を何（どこ又は誰）から得て

いますか] では選択肢<市役所の窓口>を追加のご意見で、選択肢11<各種の福祉施設>と重なる部分もあるが、窓口という観点から選択肢に加える。26ページ問35[あなたは、家族や親戚以外でご自身の悩みや不安を誰と相談しますか]では選択肢<1 市の障害福祉課>を<市の障害福祉課や発達支援室、市のその他の機関>に文言を修正する。選択肢<10 作業所・授産施設等の職員>を問34の選択肢に含めたらどうかという意見もあったが、現行のままで整理させていただく。

【委員】

26ページ問35[あなたは、家族や親戚以外でご自身の悩みや不安を誰と相談しますか]では選択肢<1 市の障害福祉課>を<市の障害福祉課や発達支援室、市のその他の機関>に修正との事だが、市のその他の機関というのは不明確である。例えば市役所の窓口はどうか。また、選択肢<11・ケアマネージャー>だが介護に限定されるので、相談支援専門委員を並列で標記した方がいいと思う。

【事務局】

機関というと市と別組織のような印象になるので、ご意見の通り市役所の窓口に変更させて頂く。

【副会長】

生活実態調査26ページ問34の後に追加した問[あなたは、家族や親戚以外でご自身の悩みや不安を相談できる人はいますか]は内容に整理が必要ではないか。

【事務局】

家族や親戚がいてご自身の悩みや不安を相談できる人はいますかに整理させて頂いて、相談できる人がいない人は記載しない形にしたい。26ページ問36[あなたはインターネットを利用していますか]では選択肢<7合理的配慮がなければ使えない・8そもそもインターネット自体を知らない>を追加のご意見だが、選択肢<その他()>を追加>することで整理させて頂く。

生活実態調査28、29ページの差し替え分をご覧頂きたい。
内容は災害時の避難や対応状況である。28ページ問38[あなたは、災害が起きた時の準備をしていますか]では選択肢4番を<支援者と避難方法を決めている>から<家族や身近な人と避難方法を決めている>という文言に修正させて頂いた。

【副会長】

ヘルパーはだめか、支援者と書いたが家族がいない人もいる。

【事務局】

身近な人・支援者どちらがいいか

【副会長】

どちらでもかまわない。

【副会長】

支援者がいいと思う。前に見近な人があるし、身近な人と家族関係になる。

【委員】

私も支援者がいいと思う。

【事務局】

ご意見の通り支援者に修正する。

【副会長】

28ページ問39 選択肢<7. 友人・知人>と似ていないか。

【事務局】

選択肢7番は削除してほしい。生活実態調査28ページ問39 [あなたが、手助けを頼んでいる人はどなたですか] では、選択肢<災害時支援のサポーター>を追加のご意見だが、防災課に確認したところ、見慣れない言葉なので、その他の選択肢に含める形に整理させて頂く。設問 [「災害時要援護者名簿」について] を追加のご意見だが、名簿に登載され民生委員や警察には配布されるが、身近な防災組織に渡すのは本人の同意と説明が必要であり、28ページ問38の選択肢の中にも同じような標記があるので、設問に追加しない形で整理させて頂く。29ページでは「避難訓練」について設問を追加した。多摩市の総合防災訓練の参加を含んだ内容になる。設問 [防災訓練は行われているが参加していない→参加していない理由は何ですか] は選択肢<その他>を入れる形で整理させて頂く。

【委員】

地域の防災訓練は参加しないが、事業所の防災訓練や避難訓練に参加している利用者はどう扱うのか。

【副会長】

この設問は地域の防災訓練のことを指している。事業所でも防災訓練を行っており、障がい者が事業所に行って市民の手を借りて防災訓練に参加することはある。災害援助物資が届いている事業所もあるが、多くの事業所では防災訓練は検討していないのではないか。

【委員】

標記の仕方で利用者が混乱するのではないか。本人は防災訓練に参加しているのに、地域では何も参加していないと考えてしまうと思う。

【事務局】

事業所以外での防災訓練に参加という形に改めさせて頂く。

【副会長】

他のページに同じような問いがあるので、事業所以外の防災訓練と入れるといいのではないか。

【事務局】

防災訓練の配慮という箇所は障害者差別解消法の説明の部分に出てくるので、そこで整理させて頂く。生活実態調査29ページ問40 [あなたは、地震や火事、水害などの災害の時にどのようなことが必要ですか] と30ページ問41 [あなたやあなたの家族は、日常生活の中で障がい者への差別や偏見、人種侵害などを感じることはありませんか] という設問を設定させて頂いた。問40では多摩市は水害もあるため、網掛けの水害の文言を追加した。かっこ書きで(視覚障害の方には緊急時のサイレンや聴覚障害の方に

は避難指示のライト、手話での放送など)の標記は障害特性が分かれているので割愛させて頂く、意見があれば選択肢10番<その他>に記入して頂く。選択肢<災害時支援ボランティアが必要>を追加のご意見だが、ヘルパーという文言で整理させて頂く。選択肢<車いすトイレの整備><乳幼児のおむつ交換のできるスペース><高齢者のためのトイレ><避難所に行かなくて、支援物資を配布してほしい>の追加は別の箇所でもとめて設問の形で整理させて頂いた。

生活実態調査30ページ問42 [どのようなところに差別や偏見、人権侵害を感じますか] ではかっこ書き(入店拒否)(他のお客の暴言、皮肉などを含む)は、最初の表現のままとする。選択肢<医療機関><行政窓口><銀行など金融機関>を追加のご意見は、各種の窓口に統一させて頂いた。

生活実態調査31ページ問43 [日常生活の中で障がい者への差別や偏見、人権侵害などをなくしていくために、地域の理解を進めていくためには、あなたは何かが必要だと考えますか] では、選択肢<わからない教育>の追加は、大事な文言だが、インクルーシブ社会、共生社会に向けてという表現に改める。選択肢5番は差別事例を伝えるリーフレット等を削除し、<障がい者の生活や障がいについての正しい知識>に文言を改める。31ページ問44 [障がい者が地域で自立して暮らしていくためには、どのような施策が必要だと考えますか] の選択肢14番<当事者同士で支援しあえる仕組み作り>はどういう場面を想定しているのかとのご意見だが、ピアカウンセリングをイメージして掲載した。

【副会長】

生活実態調査31ページ問43 [日常生活の中で障がい者への差別や偏見、人権侵害などをなくしていくために、地域の理解を進めていくためには、あなたは何かが必要だと考えますか] の選択肢5番<障がい者の生活や障害についての正しい知識>はどこを指しているのか。人格が違うのにマニュアルがあるのか。断定できるのか。

【副会長】

正しい知識というのは違和感がある。線が引いてあるのでここの部分は削除しているのか。障害についての正しい普及啓発がいいのではないか。

【事務局】

選択肢5番を削除し、選択肢4番に統一させていただく。生活実態調査31ページ問44の選択肢14番<当事者同士で支援しあえる仕組み作り>はピアカウンセリングをイメージしているが、場面設定がわかりづらいようだ。

【副会長】

一般的に普及していないのでピアカウンセリングも少ない。かっこ書きでも理解が難しい。

【副会長】

当事者同士で支援しあえる仕組み作りだと自分達で何とかしないといけないと思う。行政の示した内容では自分達だけでやってほしいとっている風に読める。その他で支援の仕組みを作るとするのがいいのではないか。

【事務局】

生活実態調査 3 2 ページ問 4 5 [あなたは、{障害者差別解消法}を知っていますか]では権利擁護専門部会を立ち上げたとか出前講座を実施したなど詳細に記載してほしいとご意見が出されたが、今回はここでは言及しないで、ハンドブックにまとめたい。3 2 ページ問 4 4 [障がい者が地域で自立して暮らしていくためには、どのような施策が必要だと考えますか]もハンドブックにつながるような回答を得たい。問 4 5 については説明書きで整理をさせて頂く。

生活実態調査 3 5 ページ問 5 2-1 [あなたは今、日常的に誰かに介助を受けて生活していますか]では選択肢は<命の危機><社会の中に行き場が無い不安>を追加のご意見だが、そのまま追加させていただく。選択肢<食事の介助>も排せつの言葉を追加させて頂く。3 5 ページ問 5 2-3 [自分を主に介助してくれる人(親、兄弟、親族など)がいろいろな事情で介助することが難しくなったりしたときにあなたが必要だと思うことは何ですか]では選択肢 2 <自宅で必要な支援をうけること>の自宅を削除するが、選択肢<地域の人に啓発し、ボランティアを集める>を追加のご意見は、その他に含める形で整理させて頂く。

【委員】

選択肢 1 番はほかの親族の介助の文言だが、介助だけかどうかと思う。

【副会長】

私達のところは支援を使い、介助とは言わない。支援・介助ではどうか

【事務局】

支援・介助という言葉にさせて頂く。

【事務局】

生活実態調査 3 6 ページ問 5 3-3 [障害福祉サービスから介護保険への移行について、あなたが望むことは何ですか]では、選択肢<今まで通り、障害福祉サービスを使いたい>を追加した。

【副会長】

選択肢 1 <今受けているサービスを使い続けたい>は同じような意味だと思うが、さらに追加ということか

【事務局】

追加というより今まで以上に丁寧に障害福祉サービスを使いたいという意味である。生活実態調査 3 7 ページ問 5 4 [今後、多摩市の障がい者施策は、特にどのようなことを充実させていけばよいと思いますか]では「障害者差別解消法に関する施策」を追加させて頂く。他の自治体では障害者差別解消法の周知啓発の悪い事例が国に報告されている。市民や企業に対しての啓発部分を追加する。

[自立支援・教育]では選択肢 1 2 の次に<障害の有無で分けない教育と、学校設備のバリアフリー化>を追加のご意見だが、選択肢 1 3 の表現と重なり部分があるので、選択肢 1 6 <放課後活動の充実>を追加し内容を整理させて頂く。

生活実態調査 3 6 ページ下の介護保険への移行の解説部分だが、障害福祉サービスか

ら介護保険への移行は65歳になったら介護保険に移行するのが原則であると読めるが、一律に介護保険サービスを優先的に利用するのではなく、申請者の個別の状況に応じて判断するものですという標記に変えさせて頂く。

【副会長】

生活実態調査38ページの「就労支援・日中活動」では、1番に「障がい者が働ける配慮のある職場のあつせん、確保」がある。当初はなかったが、ここはあつせんを追加ということでもいいのか。

【事務局】

ハローワークが仕事や就労先をあつせんするという意味であつせんになるだろう。

【委員】

紹介ではなく、あつせんでいいのか。

【副会長】

あつせんというのはどうかと思う。きつい表現になる。

【委員】

具体的な行為のような気がするので、あつせんじゃない方がいいのではないのか。

【副会長】

紹介、情報提供という言葉の方がいいのではないのか、社会的にあつせん行為は良くないイメージだ。

【会長】

紹介がいいと思う。

【副会長】

障がい者は紹介してもらえないので、紹介という文言を入れた方がよい。

【事務局】

生活実態調査38ページの19番の文言を「障がいの早期発見と早い段階での適切な療育」に変更させていただく。掛け足の確認になったが、計画策定のために早めに生活実態調査をさせていただく。

【委員】

生活実態調査を基礎資料として計画策定を行い、全体の中で障がい児計画は第5期障害福祉計画に含めるという説明があったが、障がい者数の中で障がい児数は少なく、医療でも少数派の存在である。手帳を所持している方が大人に比べて児童は少ない。手帳所持調査対象者が大人50%、児童50%を抽出条件にするとのことだが、18歳未満で手帳所持者は非常に少ない。量的に圧倒的に少ないので、分母を比べた場合、資料としてどうかと思う。

【事務局】

調査対象者については、生活実態調査の1ページの6番になるが、発達障害等で障害福祉サービスを利用している方を含mmでいるものと整理させて頂く。次第に戻って、計画策定委員の調査票を後で回収するのでよろしくお願ひしたい。情報提供だが、健康センター4階にある地域活動支援センター、就労支援センターの受託者が4月1日から

<p>3 その他 (情報提供 等)</p>	<p>替わった。</p> <p>【委員】 名称は稲城市がマルシェいなぎという名称なので、多摩市はマルシェたまとした。地域支援に200名、就労支援に400名の方、事業所は150社の登録をいただいている。安心して通える場を目指しているので、受託法人として皆様と連携していきたいと思う。よろしくお願ひしたい。</p> <p>【事務局】 課長の方から26市障害担当課長会からの報告、その他について説明する。</p> <p>【課長】 前回の平成28年度第4回自立支援協議会の中で、委員定数について当事者の方の委員を増やせないかと委員さんから提案があった。財務当局と調整して、13名の定員を増やすのは、予算の範囲内で動けるとしても、当初予算要求で承認された内容を体制が変わるので、所管の判断のみで対応してしまうのは課題があるため、年度内で動くのは望ましくない。ご意見として承っておくが、今年度途中で改正は難しいということでご理解いただきたい。当事者の方、色々な障がいの方、家族の方々、議員さんからも貴重なご意見を承ったが、平成30年度に向けて協議会の運営について考えていきたい。東京都の障害担当課長会で配られたUR都市再生機構を活用した障害者グループホーム誘致について、グループホームの整備が進まない中で、東京都の方からも他の自治体からもURの活用を進めていくという意見があり、先日、市内の事業所の皆様にもその旨お話しさせて頂いた。</p> <p>【事務局】 次に議会の陳情について説明する。</p> <p>【課長】 障害施策の中で動きがあり、平成28年4月に施行された差別解消法の関係で、学童クラブに入所している障がい者のご家族の方が、小学5年生の入所を認めないのは障がい者に対する配慮が足りないのではないかと、障害者差別解消法に抵触するのではないかと申し出があった。学童クラブに小学校5年生の入所を認めるのは法的にどうなのか、子ども教育常任委員会で審議される予定である。もう1つは都議会でも採択されたが、マル障医療費助成のことである。身体障がい・知的障がいの方が助成対象だが、精神障がいの方も助成対象を広げてほしいとのことを受け拡大される方向である。26市障害担当課長会でも議題に提案された。また、健康福祉常任委員会にあがってきた案件について、議会・委員会と意見交換しながら進めていきたい。今までは、市の施策や地域にどんな動きがあるかについて、お伝えできなかったが、これからは市内の事業所の皆様にもお話しさせて頂く、</p> <p>【委員】 平成29年6月29日に障害者権利条約に係る絵本の読み聞かせを午後2時からベルブホールで行う。著者が来て、元アナウンサーの方が朗読を行うので是非、来場頂きたい。</p>
-------------------------------	--

【副会長】

聴覚障がい者の方が委員会に出席した時は、要約、手話通訳者を置いてほしい。予算の関係もあるが、情報収集の場で障がい者は合理的配慮を求めている。

【委員】

学園紹介がある。7月と12月に、ホームページに載せるので来場してほしい。

【事務局】

今回はスケジュール調整するが、計画策定の関係の実績が出そろそろ7月を予定している。本日は長時間ありがとうございました。

--	--

